

稲沢市市民参加条例に規定する市民参加手続の令和6年度実施状況について（報告）

1 はじめに

稲沢市市民参加条例（以下「条例」という。）第10条の規定では、市民参加手続の対象となる施策毎に、「市民参加の実施予定、実施状況及びその結果を公表しなければならない。」と定めています。

また、それに関連して、稲沢市審議会等の設置及び運営に関する要綱、稲沢市審議会等の会議の公開等に関する基準があり、それらにおいても「市民の市政への参画の機会を拡充し、公正で透明な行政を推進するとともに、簡素で効率的な行政の推進を図ること」を目的として掲げています。

市民参加の推進には、市民と市の双方が市民参加の現状を認識することが必要であり、特に市職員が全庁的状況を把握することは、市が市民参加の推進に真摯に取り組むために欠かせません。

そこで、各部課を対象に、令和6年度の市民参加手続の状況を調査しました。

その結果、14課の17事業において、23件の市民参加手続が実施されたことが分かりました。

2 市民参加の対象別実施状況

市民参加手続を実施した事業数について、条例第6条に規定の市民参加の対象別に区分すると【表1】のとおりになります。また、その事業ごとの分類については【表2】のとおりです。

【表1】市民参加手続を実施した事業数

条例条項等		市民参加の対象	事業数	構成比
第6条第1項	第1号	市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更	9	52.9%
	第2号	市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	1	5.9%
	第3号	広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃	2	11.8%
	第4号	公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更	3	17.6%
	第5号	前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの	2	11.8%
計			17	100 %

【表 2】市民参加手続を実施した事業内容

条例条項等		事業等
第6条第1項	第1号	男女共同参画プランⅢ、いきいきいなざわ・健康21計画、稲沢市自殺対策計画、子ども・子育て会議、稲沢市子ども読書活動推進計画、観光基本計画の推進、中小企業振興施策等の検討、尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画
	第2号	犯罪被害者等支援条例
	第3号	分煙施設設置に係る路上喫煙禁止区域の一部解除、稲沢市市街化調整区域内地区計画運用指針
	第4号	公共施設（総合文化センター等）に関するアンケート調査、祖父江地区公立保育園等再配置事業
	第5号	図書館運営事業、道路維持管理事業

3 市民参加の手続別実施状況

市民参加手続の具体的な方法は、条例第7条に定められています。

第1号に「審議会等の設置」、第2号に「パブリック・コメント手続」、第3号に「ワークショップ手続」、第4号に「公聴会手続」、第5号に「アンケート調査」が定められているほか、第6号で「前各号に掲げるもののほか、実施機関が市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適当と認める方法」と定め、前述の5手続以外であっても適用できることとしています（例：インタビュー（ヒアリング）、作文・アイデア等の募集など）。

以上を踏まえて、令和6年度に実施した市民参加手続の方法及び実施件数を見てみると、下表のとおり、5つの方法で23件実施されました。

【表 3】市民参加手続の方法別実施件数

条例条項等		市民参加手続の方法	実施件数 () 内は前年度	構成比
第7条 (市民参加手続の方法)	第1号	審議会等の設置	7 (16)	30.4%
	第2号	パブリック・コメント手続	10 (10)	43.5%
	第3号	ワークショップ手続	1 (0)	4.3%
	第4号	公聴会手続	0 (1)	0.0%
	第5号	アンケート調査	4 (5)	17.4%
	第6号	インタビュー (ヒアリング)	0 (0)	0.0%
		作文・アイデア等の募集	0 (2)	0.0%
		その他	1 (1)	4.3%
計			23 (35)	100 %

※ 小数点第2位を四捨五入しているため、各区分の合計は100%になりません。

4 まとめ

今回の調査結果から分かった課題等について、次のとおり整理しました。

(1) 市民参加手続の実施について

1つの事務事業につき複数の市民参加手続を併用した事業数は5事業となっています。

市民参加手続の実施に当たっては、対象となる施策等の内容、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程に適した方法を選択し、できるだけ多くの市民が参加しやすくなるよう工夫して実施することを求めています。

複数の方法を併用することは、市民からより広範に意見等を求めることに繋がるため、市政への市民参加の推進を図る上で有効な手段です。

そのため、条例で規定している手続以外に、「その他適当と認める方法」についても新たな手法を検討し、既存の手続と組み合わせるなど、複数の方法の併用について検討していくことが重要と考えます。

(2) 「審議会等の設置」について

実施件数が7件であった「審議会等の設置」については、会議の公開、会議録の公表、委員の選任における公募委員及び女性委員の積極的登用が求められています。

これらについての調査結果は、【表4】のとおりでした。女性委員については、全ての会議に登用しており、実施担当課の意識の高さが表れた結果となりましたが、公募委員の登用については十分とは言えない結果でした。

また、会議の公開及び会議録の公表については、条例等において公開・公表を原則としており、引き続き透明性の確保に向け取り組んでいきます。

【表4】審議会等の項目別実施状況

項 目	会議数	割合	項 目	人数	割合
会議の公開	7 会議	100%	委員全体	98 人	—
会議録の公表	7 会議	100%	女性委員	40 人	40.8 %
女性委員の登用	7 会議	100%	公募委員	9 人	9.2 %
委員の公募	4 会議	57.1%			

(3) 「パブリック・コメント手続」について

「パブリック・コメント手続」の実施件数は、10件の事業に対して実施がありました。

個々の案件に対する意見提出件数は、実施した10件のうち、一番多く意見の提出がありました「稲沢公園再整備事業」では32件であり、比較的多くの意見が寄せられました。

また、市民から提出された意見のうち、事業に反映させた意見については、合わせて24件でした。

少数であっても有益な意見が寄せられることもありますので、一概に提出者数や件数のみで良し悪しを判断することはできませんが、パブリック・コメント制度が市民に対して十分に浸透していないことも事実です。

(4) 全体について

全庁的な市民参加の推進には、職員全体の意識を保つことが不可欠と考えます。以上の結果及び課題を踏まえ、引き続き制度改善に向けた調査・研究に努め、市民協働による魅力ある地域社会の実現を目指し、更なる市民参加の推進に取り組んでいきます。

令和 7 年 6 月 9 日
市民福祉部地域協働課